

令和 6 年度

新 座 市 一 般 会 計 等
健全化判断比率審査意見書

新座市監査委員



新 監 収 第 8 0 号
令和 7 年 8 月 1 4 日

新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎
新座市監査委員 鈴 木 秀 一

令和 6 年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された令和 6 年度新座市一般会計等健全化判断比率について、新座市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度新座市一般会計等健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の主な実施内容及び着眼点

提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係書類との照合及び関係課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

3 審査の期日

令和7年7月22日

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較すると、これを下回っている。

(単位：％)

区 分	令和6年度		令和5年度	
	健全化判断比率	早期健全化基準	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.67	－	11.71
連結実質赤字比率	－	16.67	－	16.71
実質公債費比率	5.8	25.0	5.4	25.0
将来負担比率	23.3	350.0	13.6	350.0

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がなく黒字のため「－」の記載とした。

5 是正改善を要する事項

指摘する事項はない。

6 意見

- (1) 将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき債務（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等見込額等）を標準財政規模で除して得た数値より算出される。自治体の現在抱えている負債の大きさを示す指標で、350%以上になると早期健全化団体となる。

令和 6 年度の将来負担比率は、前年度と比較して 9.7 ポイント増加した。これは、分子を構成する将来負担額の減少幅は小さいものの、そこから差し引く充当可能財源等が大幅に減少したため、分子全体が増となったことによるものである。

将来負担額等の減少額は 58,661 千円で、減少した主なものは地方債の現在高（減少額 740,395 千円）、組合負担等見込額（減少額 199,960 千円）等となっている。一方、増加した主なものは公営企業債等繰入見込額（増加額 950,591 千円）等となっている。

充当可能財源等の減少額は 3,180,816 千円で、減少したものは基準財政需要額算入見込額（減少額 1,734,735 千円）、充当可能特定歳入（減少額 798,861 千円）及び充当可能基金（減少額 647,220 千円）である。

今後とも地方債の借入れには十分留意することを望む。

- (2) 将来負担比率の算定根拠となっている充当可能財源の一つである財政調整基金の令和 6 年度末現在高は 5,530,617,392 円である。

同基金の現在高は、財政運営上、どの程度が妥当であるかはそれぞれの状況にもよるが、具体的には、各自治体において目標値を定めることが適当とされている。一般的には、標準財政規模に対する一定割合とされ、前年度県内市町村の財政調整基金比率の平均では 15.6%であった。本市の令和 6 年度の同比率は 16.7%であったが、臨時的な財政支出に備え、現在高には十分留意することを望む。